

田辺市斎場管理運營業者選定プロポーザル  
実施要領

令和2年1月

田辺市

## 目 次

1	目 的	1
2	業務概要	1
3	業務基準	2
4	業務内容	2
5	参加資格要件	3
6	選定の日程及び手続き	3
7	審査方法及び評価基準	4
8	質問及び回答	5
9	企画提案書等の提出	5
10	審査結果の通知及び公表について	6
11	失格基準	6
12	プロポーザルの辞退	6
13	契約手続き等	6
14	その他留意事項	6
15	付属資料	6

## 1 目的

田辺市斎場の管理運営に係る業務を委託するにあたり、業務の効果的・効率的な運営及び市民サービスの向上を図るため、業務に対する専門的知識、意欲、実績及び技術的能力を勘案し、最も適切な者の選定をプロポーザル方式により、厳正かつ公平に行うために必要な事項を定めるものとします。

## 2 業務概要

(1) 業務年度・業務番号・業務名

令和元年度 田環対委託 第9号 田辺市斎場管理運営業務

(2) 所在地

和歌山県田辺市上の山一丁目 11 番 25 号

(3) 延床面積

1,600.46 m<sup>2</sup> (1階 1,152.93 m<sup>2</sup> / 2階 447.53 m<sup>2</sup>)

(4) 建築構造

鉄筋コンクリート造一部鉄骨造 / 地上 2 階建て

(5) 供用開始

令和元年 7 月～

(6) 諸室

管理・作業部門	炉室、残骨灰飛灰室、保管庫、消火ポンプ室、事務室 他
葬送部門	エントランスホール、告別ホール、告別収骨室 2 室、予備収骨室 他
待合部門	待合ホール・待合室 (可動式間仕切り)、トイレ、授乳室 他
駐車場	普通乗用車 37 台、マイクロバス 3 台
その他設備	太陽光発電設備、非常用発電設備

(7) 火葬炉設備

型 式	太陽築炉工業株式会社製	火葬炉数	4 基
主燃焼炉	台車式	再燃焼炉	主燃焼炉直上型
排気方式	1 炉 1 系列	排ガス冷却	空気混合方式
集じん装置	バグフィルタ	主燃料	灯油
火葬時間	(燃焼時間) 概ね 60 分～70 分 / 体、(冷却時間) 概ね 15 分 / 体		

(8) 委託期間

① 委託期間

令和 2 年 7 月 1 日から令和 7 年 6 月 30 日まで (5 年間)

② 雇用・準備期間

受託者は契約締結後、業務を実施するため火葬等業務の知識と技術を有する人員等を令和 2 年 6 月 15 日までに確保することとし、業務開始日 (令和 2 年 7 月 1 日) から適正に業務を遂行できるための自社研修等を終えておくこととする。

なお、火葬炉メーカーによる運転指導については、供用開始 2 週間前から供用開始後 2 週間の 30 日間を予定しており、供用開始までの研修や運転指導等に係る経費については、受託者の負担とします。

(9) 業務委託料

① 上限額について

業務委託料は、債務負担行為にて5年間における総額100,000,000円（消費税額及び地方消費税額含む）を上限に設定しています。なお、上限額を超えての提案は失格となります。

② 支払方法について

支払いについては令和元年7月1日からとし、支払方法については月額払いとします。なお、端数が生じた場合は初回の支払月額に加算することとします。

(10) 事務局

田辺市市民環境部 環境課 環境対策係

住 所：〒646-8545 和歌山県田辺市新屋敷町1番地

電 話：0739-26-9927（直通）

F A X：0739-26-7255（直通）

E-Mail：kankyo@city.tanabe.lg.jp

### 3 業務基準

(1) 業務時間

午前8時30分から午後5時

(2) 開場時間

午前8時30分から午後5時

ただし、市長において必要があると認めるときは、変更する場合がある。

※3月議会において、現行の午後4時から午後5時に改正する予定である。

(3) 休業日

1月1日及び同月2日

ただし、市長において必要があると認めるときは、臨時に開業し、又は休業する場合がある。

(4) 作業工程

告別から納棺 : 約15分

火葬時間 : 約60分～70分

冷却時間 : 約15分

冷却完了から収骨 : 約10分～15分

火葬炉の清掃 : 約10分 作業時間合計 : 約120分

(5) 火葬受付時間

9:00/10:00/11:00/11:15/11:30/12:15/13:45/14:15/14:30/15:00 通常最大10件

ただし、上記については現斎場の利用状況に合わせた受付時間であり、新斎場の利用状況によっては、変更する場合がある。

(6) 火葬件数（過去3年）

平成28年度：(大人・小人) 925件 (死胎、死肢、汚物、改葬骨) 56件 計 981件

平成29年度：(大人・小人) 970件 (死胎、死肢、汚物、改葬骨) 47件 計1,017件

平成30年度：(大人・小人) 1,007件 (死胎、死肢、汚物、改葬骨) 49件 計1,056件

### 4 業務内容

業務内容は下記のとおりとし、具体的内容は、「田辺市斎場管理運営業務仕様書」に記載。

(1) 受付業務

- (2) 炉前業務
- (3) 火葬業務
- (4) 日常管理業務
- (5) 施設管理業務

## 5 参加資格要件

本プロポーザルに参加を希望する者は、次の要件を全て満たしているものとする。

- (1) 令和元・2・3年度田辺市物品入札参加者等登録名簿へ登録されており、役務・委託の大分類「その他の役務・委託」のうち、「火葬業務・斎場業務・火葬炉運転管理」で登録のある者。
- (2) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (3) 過去5年間(指名通知日を基準日とする)において、地方公共団体から元請として斎場の管理運営に関する業務を受託し、履行した実績があること。
- (4) 会社更生法(平成14年法律第154号)に基づき、更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法(平成11年法律第225号)に基づき、再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。
- (5) 田辺市物品購入等契約に係る入札参加資格停止等措置要領に基づく指名停止の期間中でないこと。
- (6) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2項に規定する暴力団、暴力団員(同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。)又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者でないこと。

## 6 選定の日程及び手続き

- (1) 選定の日程(各実施日については、都合により変更する場合がある。)

- |                    |              |
|--------------------|--------------|
| ① 指名通知             | 令和2年1月14日(火) |
| ② 質問書の締切           | 令和2年1月20日(月) |
| ③ 質問書に対する回答        | 令和2年1月27日(月) |
| ④ 参加表明書受付締切        | 令和2年1月27日(月) |
| ⑤ 参加資格確認結果通知       | 令和2年1月29日(水) |
| ⑥ 企画提案書の提出締切       | 令和2年2月12日(水) |
| ⑦ ヒアリング(プレゼンテーション) | 令和2年2月21日(金) |
| ⑧ 契約候補者の公表及び選定結果通知 | 令和2年2月下旬     |

- (2) 参加申込方法

- ① 提出書類
  - ア 参加表明書(様式1)
  - イ 参加資格要件に関する誓約書(様式2)
  - ウ 企業の概要が確認できる書類(様式3及びパンフレット等)
  - エ 企業の貸借対照表及び損益計算書(直近2ヶ年)
  - オ 納税証明書(本書提出前1ヶ月以内に発行された原本)
  - カ 受託実績(様式4)
  - キ (様式4)に記載の受託実績が確認できる書類の写し(契約書等)
  - ク その他、参加資格要件を満たすことを示す書類
- ② 提出部数 各1部

- ③ 提出方法 持参または郵送（書留・簡易書留・特定記録郵便のいずれか）
- ④ 提出場所 〒646-8545 和歌山県田辺市新屋敷町1番地  
田辺市市民環境部 環境課 環境対策係
- ⑤ 提出期間 令和2年1月14日（火）から1月27日（月）までの午前8時30分から午後5時15分まで  
ただし、期間中の土曜日、日曜日、祝祭日は除く。（郵送の場合は、期間内必着）

(3) 参加資格の確認及び結果の通知について

参加資格の確認結果については、参加表明者全員に通知する。  
なお、通知は令和2年1月29日（水）に発送する予定である。

## 7 審査方法及び評価基準

(1) 選定方法

① 選定委員会

行政職員で構成する「田辺市斎場管理運業者選定委員会」（以下「選定委員会」という。）で審査し、選定する。なお、選定委員会は非公開とする。

② 審査方法

選定委員会は、提案された企画提案書等の内容及びヒアリング（プレゼンテーション）により、選定委員会が以下の評価項目を総合的に審査・評価し、最も評価の高い提案を行ったと認められる者を契約候補者（最優秀者）とし、契約候補者が辞退した場合は次点者を選定する。

③ ヒアリング

ヒアリングの詳細については、参加者に対して後日通知することとし、実施方法については次のとおりとする。

- (1) 説明は提出された企画提案書を基本とする。
- (2) 追加資料の配布、模型等の持込みは禁止とする。
- (3) 説明のためにプロジェクター、スクリーン、パソコンを使用することを可とする。その場合、パソコンは参加者の持ち込みとし、その他の機材は市が用意する。

評価項目			配点	
技術 評価	提案者の 実績	提案者の実施体制	5点	
		提案者の実績	5点	
	提案内容	企画 提案 書	ア 業務に対する理念・基本的な考え方	15点
			イ 業務体制に関する考え方	15点
			ウ 従業員の教育体制に関する考え方	10点
			エ 危機管理・大規模災害時の対応に関する考え方	10点
			オ 地域貢献に関する考え方	5点
			カ アピールポイント	5点
			キ 業務全般に関する自由提案	5点
提案者の事業に対する意欲		5点		
価格評価			20点	

## 8 質問及び回答

### (1) 質問

- ① 提出書類 プロポーザルに関する質問書（様式5）
- ② 質問方法 電子メールで事務局あてに送付すること  
E-mail : kankyo@city.tanabe.lg.jp  
※メール送付後、事務局(0739-26-9927)へ電話し到着確認をすること。  
※評価等に影響を及ぼすおそれがある質問については受け付けない
- ② 提出期間 令和2年1月15日（水）から1月20日（月）までの午前8時30分から午後5時15分まで  
ただし、期間中の土曜日、日曜日、祝祭日は除く。（郵送の場合は、期間内必着）

### (2) 質問への回答

- ① 回答方法 市ホームページに掲載する
- ② 回答日 令和2年1月27日（月）

## 9 企画提案書等の提出

- (1) 提出期間 令和2年1月30日（木）から2月12日（水）までの午前8時30分から午後5時15分まで  
ただし、期間中の土曜日、日曜日、祝祭日は除く。（郵送の場合は、期間内必着）
- (2) 提出部数 正本：1部（表紙に所在地、商号又は名称、代表者名を記入し押印すること）  
副本：9部（全ページ会社名を記載しないこと）  
電子媒体一式（CD-ROM）：1枚  
※各様式に添付する書類の電子データの記録は不要とする。
- (3) 提出方法 持参または郵送（書留・簡易書留・特定記録郵便のいずれか）
- (4) 提出場所 〒646-8545 和歌山県田辺市新屋敷町1番地  
田辺市市民環境部 環境課 環境対策係
- (5) 企画提案書作成要領
  - ① 基本事項
    - ア 提出する書類の企画は、A4版片とじ・横書き・片面とする。
    - イ 指定様式があるものはそれを使用し、その他は任意の様式とする。
    - ウ 提出書類は様式順に並べ、その後に各様式の記載内容が確認できる書類を並べて留めること。
  - ② 企画提案書
    - ア 業務に対する理念・基本的な考え方（様式6-1）
    - イ 業務体制に関する考え方（様式6-2）
    - ウ 従業員の教育体制に関する考え方（様式6-3）
    - エ 危機管理・大規模災害時の対応に関する考え方（様式6-4）
    - オ 地域貢献に関する考え方（様式6-5）
    - カ アピールポイント（様式6-6）
    - キ 業務全般に関する自由提案（様式6-7）
    - ク 見積書（様式7）

## 10 審査結果の通知及び公表について

企画提案書等の提出者には、結果に関わらず結果通知書を送付する。

また、結果は市ホームページにて公表し、公表する項目は、契約候補者名及び採点結果とする。

## 11 失格基準

- (1) 参加資格の要件を満たさなくなった場合
- (2) 見積額が業務委託料の上限額を超える場合
- (3) 提出書類に虚偽の記載があった場合
- (4) 本要領の定めを反した場合
- (5) 選定の透明性や公平性を害する行為があった場合

## 12 プロポーザルの辞退

参加表明書の提出後、本プロポーザルへの参加を辞退する場合は、辞退届を企画提案書等の提出締切日までに、辞退理由を記した参加辞退届（任意様式）を提出すること。

## 13 契約手続き等

- (1) 選定委員会が決定した契約候補者を相手方とし、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号の規定により随意契約を行います。
- (2) 契約候補者との契約協議が不調となった場合は、次点者と随意契約について協議を行うものとします。

## 14 その他留意事項

- (1) 本プロポーザルに要する費用は、すべて参加者負担とする。
- (2) 参加者が1社であっても評価を行い、契約候補者として適当でないと審査された場合には選定しないこととする。
- (3) 企画提案書等の著作権は、原則として当該提案者に帰属するものとする。ただし、本市が受託候補者の選定に必要と認める場合は無償で使用することができるものとする。
- (4) プロポーザルにおいて提出された提案書等の書類は、選考の結果の如何を問わず、プロポーザル終了後も返却しない。また、本市において受託候補者選定に伴う作業等の必要な範囲において複製することができるものとする。
- (5) 本プロポーザルに係る情報公開請求があった場合は、田辺市情報公開条例に基づき、提出書類等を公開することがある。

## 15 付属資料

別冊 提出書類様式集

別冊 田辺市斎場管理運営業務仕様書

別冊 田辺市斎場敷地管理エリア図

別冊 田辺市斎場配置図・平面図